

最高人民法院による知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定 (意見募集稿)

人民法院が事件の事実を正確に認定し、知的財産権に係る民事事件を公正かつタイムリーに審理することを保証し、当事者が法により訴訟権利を行使することを保障し、利便性を与えるために、『中華人民共和國民事訴訟法』等の関連法律に基づき、知的財産権に係る審判の現状に合わせて、本規定を制定した。

一、当事者の挙証

第一条 知的財産権に係る民事訴訟の当事者は、誠実信用原則を遵守し、法律と司法解釈の規定に従い、挙証期限内において積極的、全面的、正確かつ誠実に証拠を提出しなければならない。

第二条 人民法院は、公平原則と誠実信用原則に基づき、当事者の証拠保有状況、挙証能力、主張された事実の発生可能性等の要素を総合的に考慮した上、知的財産権に係る民事訴訟の当事者に対して、関連証拠を提出するよう要求することができる。

第三条 専利権侵害紛争が新製品ではない製造方法の発明専利に係る場合、権利者は以下の事実を挙証により証明しなければならない。

(一) 被疑権利侵害者が製造した製品と専利方法で製造された製品とが同一製品に該当すること、

(二) 被疑権利侵害者が製造した製品は専利方法により製造された可能性が高いこと、

(三) 被疑権利侵害者が専利方法を使用したことを証明するため、権利者が合理的な努力を尽くしたこと。

権利者が前項の挙証を完了した後、人民法院は、被疑権利侵害者に対して、その製品の製造方法が専利方法と異なることを証明するための証拠提出を要求することができる。

第四条 被疑権利侵害者が、専利法第七十条、商標法第六十四条第2項または著作権法第五十三条の規定に基づいて合法的な供給源を主張して抗弁する場合には、以下の事実を証明する証拠を提出しなければならない。

(一) 被疑権利侵害商品、製品が知的財産権を侵害していることを知らなかったこと、

(二) 被疑権利侵害商品、製品に合法的な供給源があること。

被疑権利侵害者が提供した被疑権利侵害商品、製品の供給源に係る証拠が、その合理的な注意義務の程度に相当するものである場合、前項第一号、第二号の挙証が同時に完了されたと認定することができる。被疑権利侵害者の経営規模、専門性程度、市場取引習慣等は、その合理的な注意義務を確定する証拠として使用することができる。

第五条 財務帳簿、会計証憑、上場企業の年次報告書、会社のウェブサイトまたはパンフレット等の関連記載、業界の利益、評価報告書、知的財産権ライセンス契約お

よび工商、税務、金融部門の記録等は、知的財産権侵害の賠償額を確定する証拠として使用することができる。

第六条 知的財産権紛争における権利主体、権利状態、専利権侵害紛争における技術特徴の比較に関しては、『最高人民法院による「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する解釈』の第九十二条の自認に関する規定が適用されない。

第七条 法定期限内に行政訴訟が提出されなかった基本事実、または、有効な判決により維持された行政行為によって認定された基本事実に関しては、これを覆すに十分な反対の証拠がない限り、当事者は知的財産権に係る民事訴訟において挙証をもって証明する必要がない。

第八条 知的財産権侵害の事実を発見または証明するために、自らまたは他人に依頼して、通常の購入者の名義で被疑権利侵害者から権利侵害物品を購入することで取得した実物、手形等は、被疑権利侵害者の権利侵害を起訴する証拠として使用することができる。

被疑権利侵害者が他人の行動に基づいて権利侵害の故意を生じ、かつ、知的財産権侵害行為を実施することで形成された証拠は、権利者が共同権利侵害を起訴する証拠として使用することができる。ただし、権利者の証拠取得行為のみに起因して、被疑権利侵害者の権利侵害の故意が生じた場合は、この限りではない。

第九条 中華人民共和國の領土外で形成された証拠が次のいずれかの状況に該当する場合であって、知的財産権に係る民事訴訟の他方当事者が、当該証拠が認証手続を経ていないものであることのみを理由として異議を申し立てたときは、人民法院はこれを支持しない。

(一) 他方当事者が証拠の真实性を明確に認めた場合、

(二) 当事者が証人の証言を提供して証拠の真实性を確認し、かつ、証人が虚偽の証言をした場合には処罰を受ける覚悟があると明確に表明した場合。

前項第二号の証人が虚偽の証言をした場合、人民法院は民事訴訟法第百十一条の規定により処罰することができる。

第十条 中華人民共和國の領土外で形成された以下の証拠について、知的財産権に係る民事訴訟の他方当事者が、公証、認証等の証明手続を経ていないものであることのみを理由として異議を申し立てた場合、人民法院はこれを支持しない。

(一) 人民法院による発効した判決または仲裁機関による発効した裁決により確認された証拠、

(二) 公的に、または、公的なルートから取得できる公開されている出版物、専利検索文献等、

(三) 他のルートで真实性を確認できる証拠。

第十一条 中華人民共和國の領域外で形成された委任状において、知的財産権に係る民事訴訟代理人が代理して参加する訴訟プロセスが明確に限定されなかった場合、人民法院は、訴訟依頼人がすべての審判、執行手続きへの代理参加をかける訴訟代理人に委任していると認定することができる。委任状において、訴訟代理人が代理参加する訴訟手続が明確に限定されたにもかかわらず、次の訴訟手続において、訴訟依頼人が訴訟代理人に依頼をせず、訴訟手続の通常の進行に影響を及ぼした場合、人

民法院は、訴訟依頼人が次の訴訟手続きの受理、応訴通知書の受取代理についてもかかる訴訟代理人に依頼していると推定することができる。

民事訴訟法第五十九条、第二百六十四条の規定に従い、第一審の手続において委任状の公証、認証またはその他証明手続きが完了した場合、その後の訴訟手続きにおいて、民法院はかかる委任状の公証、認証またはその他証明手続きを不要とすることができる。

二、証拠の調査・収集と保全

第十二条 民法院は、当事者または利害関係者による証拠保全の申立に対して、次の要素を考慮して審査しなければならない。

- (一) 証拠が公証機関により保全できるかどうか、
- (二) 証拠滅失または以後取得困難の可能性、
- (三) 証拠滅失または以後取得困難による要証明事実への影響
- (四) 採用可能の保全措置による証拠保有者への影響。

申立理由が成立した場合には、民法院は裁定を下さなければならない、裁定書の内容は申立人の申立範囲に限定される。理由が成立しなかった場合、申立人に通知し、理由を説明しなければならない。口頭による通知が採用された場合、書面記録を作成しなければならない。

第十三条 当事者が知的財産権に係る民事訴訟において、証拠保全を民法院に申し立てた場合、事件を受理した民法院は、証拠の保全を証拠所在地の民法院に依頼することができる。

第十四条 民法院が証拠保全を行うにあたっては、証拠の効果的な固定及び証拠の証明能力の保存を目的として、保全対象物の価値の損害及び証拠保有者の通常の生産経営への影響を最小限に抑えなければならない。証拠保全が技術的解決手段に係る場合、現地調査の書面記録、作図、撮影、録音、録画、設計と製造図面の複製等の保全措置を講じることができる。

第十五条 証拠保全裁定書は、証拠保全時にその場で証拠保有者に送達することができる。証拠保有者が協力しない場合または証拠保全を妨害した場合、民法院は、民事訴訟法第百十一条、第百十四条の規定により処罰することができる。

第十六条 民法院が保全措置を講じた証拠について、知的財産権に係る民事訴訟の当事者が、勝手に証拠の実物の解体・取替え、証拠材料等の改ざん、証拠保全時の本来の様子を破壊したりした場合であって、かつ、事件の事実認定に実質的に影響を与えたときは、民法院は、当該破壊された証拠に係る証明事項に関する他方当事者の主張が成立すると推定ことができ、なお、民事訴訟法第百十一条の規定に従い処罰することができる。

第十七条 民法院は、証拠保全を行うにあたって、当事者または訴訟代理人の立ち会いを要求することができる。専門性の高い知的財産権事件において、民法院は、当事者の申請または職権により専門知識のある者の立ち会いを要求するか、または、技術調査官を指定して証拠保全に参加させることができる。

証拠所有者が証拠を保有していない場合、人民法院は、直接、証拠保有者に対して証拠保全を行うことができる。

第十八条 人民法院は、証拠保全を行うにあたって、記録、保全証拠リストを作成し、保全の時間、場所、実施者、立会人、保全の経緯、保全対象物の状態を記録するとともに、実施者、立会人に署名または押印させなければならない。証拠保有者が署名・押印を拒否した場合、保全の効力に影響を及ぼさない。人民法院は書面記録への記載、または撮影、録画等を通じて保全の過程を記録することができる。

第十九条 被申立人が証拠保全の範囲、措置、必要性等について異議を申し立て、かつ関連する証拠を提供した場合であって、人民法院が審査により異議の申立が成立すると判断したときは、証拠保全を変更、終了、解除することができる。

被申立人が保全された証拠が営業秘密に係ると主張する場合、人民法院は、他の当事者に現場保全に参加しないよう要求しなければならない。ただし、代理弁護士、弁理士または専門知識のある他の者については、秘密保持承諾書に署名させることで、現場での証拠保全への参加を許諾することができる。

第二十条 証拠保全の申立人が起訴しない、または仲裁を申し立てないことにより、被申立人に損害を与えた場合、被申立人は、申立人が賠償責任を負うよう、保全措置を講じた人民法院に対して請求することができる。錯誤に基づく証拠保全の申立により、被申立人が損害を受けた場合、被申立人は、申立人が賠償責任を負うよう、保全措置を講じた人民法院または証拠保全に係る訴訟を受理した人民法院に対して請求することができる。

第二十一条 申立人が保全された証拠の使用を放棄した場合、人民法院は、職権により、保全された証拠の証明能力を認定することができる。

第二十二条 当事者は、知的財産権に係る民事事件により判明された事実の専門的事項について、人民法院による鑑定を申請することができる。人民法院は審査によりこれを許可するかを決定する。

人民法院は、判明された事実の専門的事項について鑑定が必要であると判断した場合、当事者に説明し、かつ、鑑定申請の提出時間を指定しなければならない。当事者が期限を過ぎても申請しない場合、または、前払い鑑定費用を支払わなかった場合、申請を放棄したとみなす。

第二十三条 以下の判明事実に係る専門的事項については、鑑定を委託することができる。

(一) (一) 被疑権利侵害に係る技術的解決手段と、専利に係る技術的解決手段又は既存の技術的解決手段が対応する技術的特徴の、手段、機能、効果等の面における類似点及び相違点、

(二) 被疑権利侵害作品と、権利を主張する作品の対応部分における類似点及び相違点、

(三) 当事者が主張する技術秘密と公知技術との類似点及び相違点、被疑権利侵害技術に係る情報と営業秘密との類似点及び相違点、

(四) 係争技術に欠陥があるかどうか、

(五) 電子データの真実性、完全性、

(六) その他専門的な問題。

第二十四条 人民法院の許可を得て、知的財産権に係る民事訴訟の鑑定人は、鑑定事項の一部を他の検定機関に委託し、検定結果に基づいて鑑定意見を出すことができる。

第二十五条 鑑定業務分野において、鑑定人と鑑定機関の統一登記管理制度が実施されていない場合、『最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干の規定』の第三十二条の規定に従い、相応する技術水準のある専門機関、専門家を確定し、鑑定を行わせることができる。かかる専門機関と専門家は、関連する技術分野における比較的高レベルの知識、スキル及び必要な鑑定設備、条件を保有しなければならない。

第二十六条 人民法院は、各当事者の意見を聴取し、当事者が提供した証拠に基づいて鑑定の範囲を確定しなければならない。鑑定中に一方の当事者が鑑定範囲の変更を申請し、他方の当事者に異議がなかった場合、または、確かに変更する必要がある場合、人民法院はこれを許可することができる。

第二十七条 当事者が事件において判明された専門的な問題について、自ら関連機関または人員に委託して意見書を発行させた場合、人民法院は、かかる意見の根拠となる検定機材、方法、発行者の資格等を審査し、その証拠能力と証明能力を認定しなければならない。

第二十八条 知的財産権に係る民事訴訟の当事者は、事件の専門的な問題について評価報告、経済分析報告、または市場調査報告の発行を専門機関または専門家に委託するよう人民法院に申請することができる。両当事者は、人民法院の同意を得てから、専門機関または専門家の確定について協議することができる。合意できなかった場合、人民法院により指定される。

第二十九条 知的財産権に係る民事訴訟の証拠が一方の当事者により支配されている場合、人民法院は、他方の当事者の申請または自らの職権に基づいて、提出を命じることができる。証拠を保有している当事者が、正当な理由なく提出を拒否した場合、または、虚偽の証拠を提出した場合、人民法院は、かかる証拠に係る証明事項に関する他方の当事者の主張が成立すると推定し、かつ、民事訴訟法第百十一条の規定に従って虚偽の証拠を提出した当事者を処罰することができる。

三、証拠の交換と反対尋問

第三十条 被疑権利侵害者が第一審、第二審手続きのいずれにおいても従来技術、従来意匠の抗弁または先行使用の抗弁を主張せず、再審を申請する時に、当該抗弁に関する証拠を提出した場合、人民法院は、通常、これを採用しない。

第三十一条 交換と反対尋問の証拠が営業秘密に関わるものである場合、当事者は閲覧、書き取り、複製、撮影をしてはならない。ただし、人民法院の許可を得た代理弁護士、弁理士、専門知識のある他人は閲覧することができる。

人民法院は、当事者の申請または職権により、秘密保持の裁定を下したり、証拠に接触した者に秘密保持承諾書に署名するよう命じたり、あるいは、訴訟参加人に秘密保持契約を締結させたりすることができる。

第三十二条 当事者が秘密保持の裁定を下すよう人民法院に申請する場合、申請書には、営業秘密に係る証拠の名称、秘密保持裁定に規制される訴訟参加人、秘密保持の期間と関連理由を明記しなければならない。

申立理由が成立した場合、人民法院は裁定を下さなければならない。秘密保持裁定により規制される訴訟参加人は、本件訴訟以外のいかなる目的でも訴訟中に接触した秘密情報を開示、使用してはならない。秘密保持裁定に違反した場合、人民法院は民事訴訟法第百十一条の規定に基づいて処罰することができる。情状が深刻で、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第三十三条 秘密保持承諾書に署名した訴訟参加人は、本件訴訟以外のいかなる目的でも、訴訟中に接触した秘密情報を開示、使用してはならない。秘密保持承諾書に違反した場合、人民法院は民事訴訟法第百十一条の規定に基づいて処罰することができる。

第三十四条 各当事者のいずれも営業秘密に係る証拠について交換、反対尋問を行わないことに同意した場合、人民法院は、かかる証拠の交換、反対尋問を実施しないとすることができる。当事者は、上記同意を撤回してはならない。

第三十五条 当事者が、証拠が営業秘密に係るかどうかについて異議を申し立てた場合、反論の証拠を提出しなければならない。人民法院は、当事者にかかる反論証拠について事前に交換と反対尋問を行わせることができる。異議が成立した場合、異議を申し立てられた側が提出した証拠に関して非秘密証拠として交換と反対尋問を行う。

第三十六条 証人が出廷して証言しようとする事項と要証明事実との間に関連性があり、かつ、確かに出廷して証言する必要性がある場合、人民法院は、証人が出廷して証言する旨の申請を許可しなければならない。

人民法院の許可を経て、証人が書面による証言等の方法により証言した場合、人民法院は当事者にかかる証人・証言について反対尋問を実施しなければならない。

第三十七条 人民法院に通知されたにもかかわらず、関連団体または個人が正当な理由なく法廷での証言を拒否した場合、かかる証人・証言は事件の事実を認定するための根拠として使用してはならない。人民法院は民事訴訟法第百十四条の規定を参照にして、かかる関連団体を処罰することができる。

第三十八条 当事者は、専門知識のある者が出廷して、専門的な問題について意見を提出するよう要請することができる。人民法院は、事件の審理状況に応じて、その職権により、専門知識のある者に通知して、出廷させることができる。

第三十九条 人民法院は専門知識のある者の身分情報、学歴資格、技能職階、職歴、職業倫理等を審査しなければならない。次のいずれかの状況に該当する場合、専門知識のある者として出廷してはならない。

- (一) 専門知識のある者が説明しようとする問題が、単なる法律の解釈と適用に係るものである場合、
- (二) 専門知識のある者が、本件鑑定機関の鑑定者または同一鑑定機関の他の専門家であった場合、
- (三) 専門知識のある者として出廷することが不適切であるその他の状況がある場合

第四十条 専門知識のある者が人民法院に出廷する場合、『最高人民法院による民事訴訟の証拠に関する若干の規定』の第八十四条の規定に従い、法廷審理活動に参加する。

第四十一条 専門知識のある者が法廷において専門的な問題について述べた意見に関しては、その出廷を申請した一方当事者がその場で異議を申し立てなかった場合、これにかかる当事者の陳述とみなす。その場で異議を申し立てた場合、異議申立の理由を詳しく説明しなければならない。

第四十二条 専門知識のある者が出廷のために支出した交通費、宿泊費、食費等の必要費用は、敗訴側当事者が負担する。当事者が専門知識のある人による出廷を申請した場合、かかる当事者が立て替えて支払わなければならない。人民法院がその職権により専門知識のある者に出廷させた場合、人民法院は立て替えて支払わなければならない。

第四十三条 人民法院が技術調査官を指名して開廷前会議、開廷審理に参加させた場合、技術調査官は、事件の専門的な技術問題について、当事者、訴訟代理人、専門知識のある者、証人、鑑定人、実地調査人等に質問することができる。

技術調査官は審判補助人に該当する。当該者が法廷で専門的な技術問題について質問する場合、審判人員による質問とみなす。

四、証拠の審査・認定

第四十四条 人民法院は、電子データの形成過程、証拠取得の手段等の要素を総合的に考慮し、電子データの合法性を認定しなければならない。

知的財産権に係る民事訴訟の他方当事者が、証拠取得の手段が行政管理性規定に違反したことを理由として、かかる証拠に証拠能力がないと主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

第四十五条 人民法院は、『最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干の規定』の第九十三条、第九十四条の規定に従い、電子データの真実性を認定しなければならない。

公的文書の電子データ、公証機関により公証された電子データ及び中立的な第三者証拠保存プラットフォームにより提供または確認された電子データ、パブリックメールアドレスを通じて不特定多数の人に送信した電子メールについては、人民法院がその真実性を確認することができる。ただし、これを覆すに十分な相反の証拠がある場合はこの限りではない。

第四十六条 インターネット環境における電子データに対して公証保全を行うにあたって、公証人が証拠取得設備の清潔性及びインターネットの接続状況を検査せず、かつ、電子データの真実性を証明する他の証拠がなかった場合、かかる公証された証拠は事実認定の根拠として使用してはならない。

第四十七条 公証申立人と公証された事項とは利害関係がないこと、公証機関が地域を跨いで公証を行った等の手続上の瑕疵を理由として、当事者が公証の内容が真実ではない旨を主張したものの、公証の内容を覆すに十分な相反の証拠を提出しなかった場合、人民法院は、公証された証拠の真実性を確定する。

出典：2020年6月15日付け最高人民法院ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-236421.html>

第四十八条 公証された証拠に対する当事者の異議が成立した場合、人民法院は、公証機関に説明書の発行または公証証明書の補正を要求することができる。公証機関が正当な理由なく発行または補正を拒否した場合、かかる公証された証拠は事実認定の根拠として使用してはならない。

第四十九条 人民法院は、鑑定意見の証明能力について、当事者の反対尋問の意見と次の要素に応じて、総合的に判断しなければならない。

- (一) 鑑定人が合法的な資格を持っているかどうか、
- (二) 鑑定人が関連する専門的な問題を解決するために必要な知識、経験及びスキルを持っているかどうか、
- (三) 鑑定方法と操作手順が規範的であるかどうか、技術的手段が信頼できるかどうか、
- (四) 検査のために提出された材料が当事者により反対尋問され、かつ、鑑定条件を満たしたかどうか、
- (五) 鑑定書における論点の根拠が十分であるかどうか、論証が厳密であるかどうか、
- (六) 鑑定人に忌避すべき法定事由があるかどうか、
- (七) 鑑定人が鑑定の過程において情実にとらわれて不正行為をしたかどうか、または、公正な鑑定に影響を与えるその他の行為があったかどうか。

第五十条 知的財産権ライセンス料の合理的な倍数で賠償額を確定する場合、人民法院は、次の要素を総合的に考慮し、ライセンス料の証拠を審査・認定しなければならない。

- (一) ライセンシーとライセンサーに利害関係があるかどうか、
- (二) ライセンス料が支払われたかどうか及び実際の支払方法、ライセンス契約が実際に履行されたかどうか、届出されたかどうか、
- (三) ライセンスの権利項目、範囲、方法、期間と地域。

五、その他

第五十一条 知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関して、本規定において定めていない事項については、民事訴訟法及びその司法解释、『最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干の規定』の関連規定が適用される。

第五十二条 当院がこれまでに発表した司法解释が本規定と一致しない場合、本規定に準じる。

第五十三条 本規定は、_____年__月__日から実施する。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。